

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 さくらの家

身体拘束適正化のための指針

1. 当法人における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持つとともに、身体拘束をしない支援の実践に努めるものとする。

(1) 身体拘束とされる行為

「障害者虐待防止の手引きより」

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。*
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(*) 肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や支援員が連携し、安全かつ機能を高める様々な工夫が欠かせない。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援に必要なものであり、身体拘束にあたらぬ。

(2) 障害者総合支援法の規定

① 障害者総合支援法指定基準 身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の心身の行動を制限する行為を行ってはならない。」

「やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記載しなければならない。」

② 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。

(3) 当法人の方針

当法人は身体拘束廃止に関し、次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。

- ① 安易に「やむを得ない」で身体拘束しない。
- ② 身体拘束を許容する考え方をしない。
- ③ 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ④ 利用者の方の人権を最優先にする。
- ⑤ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- ⑥ やむを得ない場合、利用者・ご家族に対し、十分に説明を行って、身体拘束を行う。

2. 身体拘束適正化のための体制

(1) 当法人は、虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）において、身体拘束適正化に取り組むものとする。

(2) 委員会は年 1 回以上開催し、次の事項について、検討、協議を行う。

- ① 施設内で身体拘束適正化に向けての状態把握及び改善についての検討。
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続の確認（例外 3 原則）と検証。
- ③ 委員会で報告された事例を集計し、分析すること。事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化を講じた後、その効果について評価する。
- ④ 適正化策を講じた後、その効果についての評価。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果について全職員に対する周知徹底。
- ⑥ 身体拘束適正化に関することの職員全員への指導及び研修の実施。

(3) 委員会の構成は、虐待防止委員会と同じ構成メンバーとする。

3. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本指針

当法人は、全職員に対し、虐待・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(1) 研修の開催

- ① 定期的な研修の実施（原則 1 回以上/年）
- ② 新任者に対する研修の実施
- ③ その他必要な教育、研修の実施

(2) 研修内容

- ① 基本方針
- ② なぜ身体拘束が行われてしまうのか
- ③ 身体拘束の具体的行為
- ④ 緊急やむを得ない場合（3 原則）とその手続き
- ⑤ 報告された事例及び分析結果

⑥ 外部研修への積極的な参加

- (3) 研修の実施にあたっては、内容(研修概要)を記録し保存する。

4. 身体拘束発生時の対応に関する手続き

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

障害者総合支援法指定基準上、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められている。ただし、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られる。

*緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは、十分に対応できないような、一時的な事態に限定される。

- (1) やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3つの要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。
- ① 切迫性
利用者本人またはほかの利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。
 - ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。
 - ③ 一時性
身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合が要件となる。
- (2) 身体拘束を行わざるを得ない場合は、下記の手続を経たうえで行う。
- ① 職員個人の判断ではなく、身体拘束を行わざるを得ない場面を想定し、組織的な決定を行う
 - ② 支援計画へ想定され得る身体拘束を行う場面とその対応方法の記載を行う
 - ③ 利用者家族への説明と同意を得る
- (3) 身体拘束に関する記録が義務付けられている。
身体拘束を行った場合は、都度支援記録等へ記録を行う。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 利用者家族等に関する当該方針の閲覧について
法人のホームページに記載し、利用者、ご家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。
- (2) 全職員に関する当該方針の閲覧について
各部署に常設し、すべての職員がいつでも閲覧可能な環境を整備する

6. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- (1) 法人内部の研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。
- (2) 職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束等をしないサービスを提供するよう取り組んでいく。
 - ① 事故発生時の法的責任回避のために、安易に身体拘束を行っていないか
 - ② 行動障害があるということのみを理由として、安易に身体拘束等を行っていないか
 - ③ 本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているのか?ほかに方法はないか。

2023年1月31日制定